

食安監発 0331 第 4 号  
平成 27 年 3 月 31 日

各 

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省医薬食品局  
食品安全部監視安全課長

食鳥処理衛生管理者の登録養成施設及び登録講習会の登録等に関する事務処理について

平成 26 年 6 月 4 日に公布された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 26 年法律第 51 号）」により、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成 2 年法律第 70 号）が改正され、平成 27 年 4 月 1 日に施行されます。

本改正により、食鳥処理衛生管理者の登録講習会の登録等に係る事務・権限について、都道府県に移譲されることを踏まえ、「食鳥処理衛生管理者養成施設の登録等に関する要領」（別添 1）及び「食鳥処理衛生管理者登録講習会の登録等に関する要領」（別添 2）を示しますので、貴職におかれては、その施行に遺漏のないようご配慮をお願いします。

なお、本通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

## 食鳥処理衛生管理者養成施設の登録に関する要領

### 第 1 登録養成施設の登録に係る業務

#### 一 登録申請に関する基本的事項

##### 1 事前相談

養成施設の登録を受けようとする者からの事前相談があった場合には、適宜応じることとし、以下関係法令等に基づき説明すること。

- ①食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成 2 年法律第 70 号。以下「法」という。）
- ②食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行令（平成 3 年政令第 52 号。以下「令」という。）
- ③食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則（平成 2 年厚生省令第 40 号。以下「規則」という。）
- ④食鳥処理衛生管理者の登録養成施設の登録等について（平成 16 年 2 月 27 日付け食安発第 0227006 号。以下「通知」という。）

##### [留意事項]

- (1) 養成施設の登録を受けようとする者に対し、事前に別紙の自己点検表を送付し記入及び提出を求め、これに沿って、各点検項目の詳細が、規則第 8 条に規定する登録の基準（以下「登録基準」という。）と合致しているかを事前に確認する。
- (2) 科目名が基準科目名と異なる場合も考えられるので、基準科目に対応する科目を明確に記載した書類を添付するよう指導する。

##### 2 申請期日（通知関係）

登録を受けようとする年度の前年度の 11 月 30 日（都道府県において定める場合は、その期日）までに申請するよう指導すること。

##### [留意事項]

申請期日については、登録を受けようとする年度の前年度の 11 月 30 日までを目途に、都道府県において定められたい。

##### 3 申請書（令第 1 条、第 2 条、規則第 8 条、第 9 条関係）

申請書は、次の事項を記載した書類が添付されていることについて確認した上で受理すること。

- ① 養成施設の名称及び所在地
- ② 養成施設の設置者の名称、所在地及び設立年月日
- ③ 養成施設の長の氏名及び住所
- ④ 教員の氏名、履歴及び担当科目並びに専任又は兼任の別
- ⑤ 各年次における科目の履修に関する計画、単位数及び必修科目又は

選択科目の別

- ⑥ 入学定員
- ⑦ 入学資格及び時期
- ⑧ 修業年限
- ⑨ 教授用及び実習用の機械器具及び図書目録
- ⑩ 校地及び校舎の図面及び配置図
- ⑪ 学則
- ⑫ その他参考となるべき事項

[留意事項]

- (1) 申請書の様式は都道府県において定められたい。
- (2) 平成 26 年度までは登録申請に当たり登録免許税（1 件 15 万円）を納める必要があったが、平成 27 年度以降は不要となっている（必要に応じて手数料を条例で規定）。

二 登録に係る審査事項（規則第 8 条関係）

1 登録基準

- (1) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づく大学又は同法第 104 条第 4 項第 2 号の規定により大学若しくは大学院に相当する教育を行うと認められた課程を置く教育施設であること。
- (2) 下記表の左欄の学科ごとに同表の右欄に掲げる科目を 1 科目以上履修させ、その単位数の合計が 22 単位以上であること。（規則別表第 4）

学 科	科 目
化学	分析化学、有機化学、無機化学
生物化学	生物化学、食品化学、生理学、食品分析学、毒性学
微生物学	微生物学、食品微生物学、食品保存学、食品製造学
公衆衛生学	公衆衛生学、食品衛生学、環境衛生学、衛生行政学、疫学

- (3) (2) に掲げる科目及び以下に掲げる科目を履修させ、その単位数の合計が 40 単位以上であること。（規則別表第 5）

水産化学、畜産化学、放射線化学、乳化学、食肉化学、高分子化学、生物有機化学、環境汚染物質分析学、酵素化学、食品理化学、水産生理学、家畜生理学、植物生理学、環境生物学、応用微生物学、酪農微生物学、病理学、医学概論、解剖学、医化学、産業医学、血液学、血清学、遺伝学、寄生虫学、獣医学、栄養化学、衛生統計学、栄養学、環境保健学、衛生管理学、水産製造学、畜産品製造学、農産物製造学、醸造調味食品製造学、乳製品製造学、蒸留酒製造学、缶詰工学、食品工学、食品保存学、冷凍冷蔵学、品質管理学、その他これらに類する食品衛生に関する科目

(4) 原則として以下に掲げる機械器具を用いて授業を行うものであること。(食品衛生法(昭和22年法律第233号)別表の第2欄)

遠心分離機、純水製造装置、超低温槽、ホモジナイザー、ガスクロマトグラフ、ガスクロマトグラフ質量分析計、原子吸光分光光度計、高速液体クロマトグラフ、乾熱滅菌器、光学顕微鏡、高圧滅菌器、ふ卵器

### 三 登録に係る審査等に関する事項

#### 1 実地検査(規則第8条関係)

書類審査終了後、実地検査を行い、機械器具、図面及び配置図等に問題がないことを確認する。

#### 2 登録台帳の記帳(規則第10条関係)

実地検査の結果を決裁後、以下の事項を登録台帳に記帳し登録する。登録後、申請者に登録通知書を交付する。

①登録年月日及び登録番号

②登録養成施設の名称、所在地及び長の氏名

#### 3 登録の公示(令7条関係)

以下の事項について遅滞なく公示する。

①登録養成施設の名称及び所在地

②登録年月日

#### 4 厚生労働省への情報提供

登録通知書の写し及び厚生労働省ホームページ掲載事項(登録養成施設の名称及び所在地、登録年月日、適応が開始される入学年度並びに電話番号)を医薬食品局食品安全部監視安全課乳肉安全係宛てに情報提供すること。

## 第2 登録養成施設の内容変更に係る届出受理業務

### 一 届出に関する基本的事項（令第3条、規則第11条関係）

登録養成施設の登録内容の変更をしようとする者からの事前相談があった場合には、適宜応じることとし、登録養成施設において、次の事項に変更があったときは、変更があった日から1月以内に、変更の内容を記載した届出書を提出させ、問題がないか確認した上で受理すること。

- ① 登録養成施設の名称及び所在地
- ② 登録養成施設の設置者の名称、所在地及び設立年月日
- ③ 登録養成施設の長の氏名及び住所
- ④ 各年次における科目の履修に関する計画、単位数及び必修科目又は選択科目の別
- ⑤ 入学定員
- ⑥ 入学資格及び時期
- ⑦ 修業年限
- ⑧ 教授用及び実習用の機械器具及び図書目録（第1の4の(4)に掲げる機械器具に係るものに限る。）
- ⑨ 校地及び校舎の図面及び配置図
- ⑩ 学則

#### 〔留意事項〕

登録養成施設の変更の内容が登録基準に適合するか確認する。

### 二 届出に係る処理等に関する事項

#### 1 登録台帳の更新（規則第10条関係）

登録台帳を更新すること。なお、名称の変更の場合には過去の変更履歴を残すこと。

#### 2 変更の公示（令第7条、規則第13条関係）

登録養成施設の名称及び所在地について変更があった場合は、以下の事項を遅滞なく公示する。

- ① 変更後の登録養成施設の名称及び所在地
- ② 変更前の登録養成施設の名称及び所在地
- ③ 変更の日

#### 3 厚生労働省への情報提供

変更内容及び登録台帳（写）及び厚生労働省ホームページ掲載事項（登録養成施設の名称及び所在地、登録年月日、適応が開始される入学年度並びに電話番号）に係る変更内容を厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安

全課乳肉安全係宛てに情報提供すること。

### 第3 登録養成施設への指導・監督業務

#### 一 報告の徴収（令第4条関係）

- 1 都道府県知事は、登録養成施設につき必要があると認めるときは、その設置者に対して報告を求めることができる。
- 2 都道府県知事は、登録基準に照らして登録養成施設の学科・科目、機械器具その他の内容が適当でないとき、適正な指導を行う。

#### 二 実地検査における具体的確認事項

- 1 養成施設の登録後、継続的に登録養成施設における教育実施状況等を確認するため、定期的に報告徴収を行うとともに、報告徴収の結果を踏まえ、計画的に実地検査を実施すること。  
なお、登録養成施設への強制的な立入権限は法令上規定されていないため、登録養成施設に対して協力を求めて行うこと。
- 2 報告聴取及び実地検査に当たっては、次の事項を確認すること。
  - ① 登録の基準に適合していること。
  - ② 最新の申請、登録又は届出内容から変更がないこと。

#### 三 改善措置（令第5条関係）

改善措置が必要なときには、まず指導を行い、これによっても登録基準から逸脱する場合には第4の登録の取消し等を行うこと。

## 第4 登録養成施設の登録の取消し業務

- 一 設置者の申請による登録の取消し（令第5条、規則第12条関係）

登録養成施設の設置者から登録の取消しに係る申請書を、次の事項が記載されていることを確認した上で受理すること。

  - ① 登録の取消しを受けようとする理由
  - ② 登録の取消しを受けようとする予定期日
  - ③ 在学中の生徒があるときは、その措置
  
- 二 登録基準に適合しなくなった場合等における登録の取消し（令第5条関係）
  - 1 登録養成施設が、登録基準に適合しなくなったおそれがある場合は、設置者に対して報告を求め、必要に応じて実地検査等を行い確認すること。なお、登録養成施設への強制的な立入権限は法令上規定されていないため、登録養成施設に対して協力を求めて行うこと。
  - 2 報告徴収、実地検査の結果、登録基準への不適合が確認された場合は、改善を求めること。
  - 3 登録養成施設に対して改善を求めても改善できない場合や改善される見込みがない場合には、取消しを検討すること。

〔留意事項〕 取消し時期の決定  
在学中の生徒の扱いや周知方法等を確認し、取消し時期を決定する。
  
- 三 処理等に関する事項
  - 1 審査終了後、決裁を行うこと。決裁後、設置者に登録取消通知を送付すること。
  - 2 登録台帳の更新（規則第10条関係）

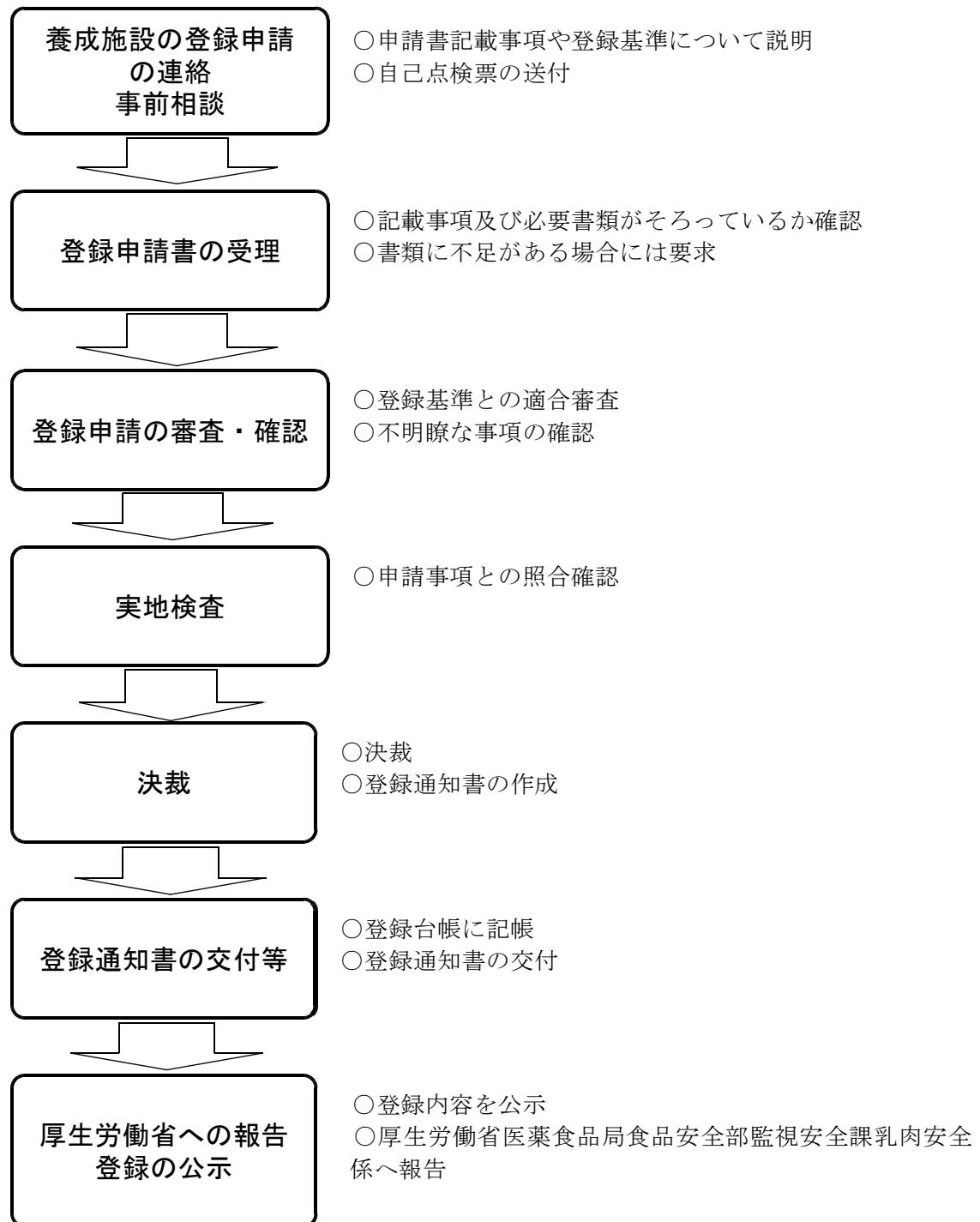
登録台帳を更新すること。なお、過去の登録情報は削除しないこと。
  - 3 取消しの公示（令第7条関係）

以下の事項について、遅滞なく公示する。

    - ① 登録養成施設の名称及び所在地
    - ② 取消し年月日
  - 4 厚生労働省への情報提供  
登録取消通知の写し及び登録台帳の写しを厚生労働省医薬食品局食品安全全部監視安全課乳肉安全係宛てに情報提供すること。



# 食鳥処理衛生管理者養成施設 登録業務の手順



【参考様式】

別紙

〇〇大発第 001 号

平成 年 月 日

〇〇知事 殿

設置者 名称（法人名） 印  
代表者名

食鳥処理衛生管理者養成施設の登録について（申請）

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第 12 条第 5 項第 3 号に規定する食鳥処理衛生管理者養成施設として登録を受けたいので、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行令第 2 条の規定に基づき、関係書類を添えて申請いたします。

1. 養成施設の名称及び所在地
2. 養成施設の設置者の名称、所在地及び設立年月日
3. 養成施設の長の氏名及び住所
4. 教員の氏名、履歴及び担当科目並びに専任又は兼任の別
5. 各年次における科目の履修に関する計画、単位数及び必修科目又は選択科目の別
6. 入学定員
7. 入学資格及び時期
8. 修業年限
9. 教授用及び実習用の機械器具及び図書目録
10. 校地及び校舎の図面及び配置図
11. 学則
12. その他参考となるべき事項

【参考様式】

別紙

〇〇大発第 001 号

平成 年 月 日

〇〇知事 殿

設置者 名称（法人名） 印  
代表者名

食鳥処理衛生管理者養成施設の変更届出書

食鳥処理衛生管理者養成施設に係る登録内容の変更について、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行令第3条の規定に基づき、届出いたします。

- 1 養成施設の名称及び所在地：
- 2 変更の内容：
- 3 変更年月日： 平成〇年〇月〇日
- 4 変更の理由：

（別添資料）

- ① 学則（新旧対照表を含む。）
- ② 登記簿謄本（所在地を変更する場合は必要）
- ③ 定款若しくは寄附行為等（設置者の名称若しくは所在地を変更する場合は必要）
- ④ シラバス（「各年次における科目の履修に関する計画、単位数及び必修科目又は選択科目の別」を変更した場合は必要）
- ⑤ 機械器具の一覧表（「教授用及び実習用の機械器具」を変更する場合は必要）
- ⑥ 校地及び校舎の図面及び配置図（「校地及び校舎の図面及び配置図」を変更する場合は必要）

\*変更があった日から、1ヶ月以内に提出

【参考様式】

別紙

〇〇大発第 001 号

平成 年 月 日

〇〇知事 殿

設置者 名称（法人名） 印  
代表者名

食鳥処理衛生管理者養成施設の登録取消し申請書

このたび、下記の理由により食鳥処理衛生管理者養成施設の登録の取消しを行いたいので、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行令第6条の規定に基づき申請いたします。

- 1 養成施設の名称及び所在地
- 2 登録の取消しを受けようとする理由
- 3 登録の取消しを受けようとする予定期日
- 4 在学中の生徒があるときは、その措置

(別添資料)

理事会の議事録の写し

\* 提出前に要相談

申請手続説明書類（例）

食鳥処理衛生管理者養成施設の登録申請手続き

《 登録要件 》 施行規則第8条

- 学校教育法に基づく大学又は同法第104条第4項第2号の規定により、大学もしくは大学院に相当する教育を行うと認められた課程を置く教育施設であること
- 別表第4の科目を1科目以上履修させ、その単位数の合計が22単位以上であること
- また、別表第4の科目及び別表第5の科目に掲げる科目を履修させ、その単位数の合計が40単位以上であること
- 原則として、次の機械器具（食品衛生法別表の第2欄に掲げる機械器具）を用いて授業を行うものであること

遠心分離器、純水製造装置、超低温槽、ホモジナイザー、ガスクロマトグラフ、ガスクロマトグラフ質量分析計、原子吸光分光光度計、高速液体クロマトグラフ、乾熱滅菌器、光学顕微鏡、高圧滅菌器、ふ卵器

	(学 科)	(科 目)	(単位数)	(総単位数)
別表 第4	化学関係	各1科目以上	合計22単位以上	累計 40単位以上
	生物化学関係			
	微生物学関係			
	公衆衛生学関係			
別表 第5	その他の関連科目			

## 《 申請手続き 》 施行規則第9条

登録を受けようとする年度の前年度の11月30日までに下記事項を記載した書類を添付して登録に係る申請書を提出してください。

- ( 1 ) 養成施設の名称及び所在地
- ( 2 ) 養成施設の設置者の名称、所在地及び設立年月日
- ( 3 ) 養成施設長の氏名及び住所
- ( 4 ) 教員の氏名、履歴及び担当科目並びに専任又は兼任の別
- ( 5 ) 各年次別における科目の履修に関する計画、単位数及び必修科目又は選択科目の別
- ( 6 ) 入学定員
- ( 7 ) 入学資格及び時期
- ( 8 ) 修業年限
- ( 9 ) 教授用及び実習用の機械器具及び図書目録
- ( 10 ) 校地、校舎の図面及び配置図
- ( 11 ) 学則
  
- ( 12 ) その他参考資料
  - ・ 養成施設の履修要領
  - ・ 連絡窓口（担当課／担当者／TEL／FAX）

(参考) 登録までの事務手続き

事前相談 → 申請書類の整備 → 申請書類下書き提出 →  
申請書類差替え等 → 申請書類提出 → 審査 → 実地検査 → 登録

## 《 変更の届出 》 施行令第3条、規則第11条

登録養成施設の設置者は、上記(1)～(3)、(5)～(8)、(9)(登録要件に掲げた機械器具に限る)、(10)～(11)の事項に変更があった場合は変更があった日から1月以内に、養成施設の所在地の都道府県知事に届け出てください。

## 食鳥処理衛生管理者養成施設関係法令

### ○ 食鳥処理衛生管理者

食鳥処理を衛生的に管理させるため、食鳥処理場ごとに必ず食鳥処理衛生管理者を置かなければなりません。

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第12条  
第5項第3号（食鳥処理衛生管理者）

- 1 獣医師
- 2 学校教育法に基づく大学、旧大学令に基づく大学又は旧専門学校令に基づく専門学校において獣医学又は畜産学の課程を修めて卒業した者
- 3 都道府県知事の登録を受けた食鳥処理衛生管理者の養成施設において、所定の過程を修了した者
- 4 学校教育法に基づく中学校若しくはこれに準ずる学校の卒業者、厚生労働省令に定めるこれらの者と同等以上の学力があると認められる者で、食鳥処理の業務に3年以上従事し、かつ、都道府県知事の登録を受けた講習会の課程を修了した者

■ 養成施設名に『課程名・コース名』を付ける場合

例 ○○大学○○学部○○学科○○○課程または○○○コース

- ・ 一般教養（共通）科目
  - ・ 専門（共通）科目
- 必修単位 ○○単位を含め 計○○単位 = 卒業要件

当該学科が入学定員 100名 → 養成施設としての定員が50名の場合、当該学科の資格を取得しようとする学生は100名のうち50名が対象となるので、課程名またはコース名を付ける。

※当該学科が入学定員 100名 → 全員の学生が対象となる場合、当該学科名までが養成施設名となる。  
(課程名またはコース名は必要ない。)

■ 養成施設名について

例 「○○大学○○学部○○学科」で登録

卒業生全員が、養成施設の教科課程を修了

養成施設基本科目（A群 - E群：40単位）の履修が卒業要件となる場合  
(必修科目)

A学部

○○学科 全員が履修

例 「○○学科」後に、「○○課程」「○○コース」を付けて登録

卒業生の一部は、養成施設の教科課程を修了  
卒業生の一部は、養成施設の教科課程を未修了

養成施設基本科目（A群 - E群：40単位）の中に選択科目がある場合、養成施設基本科目を未履修、未修了（一部未履修、未修了）する学生もあるので、当該学科において明確に区別する意味合いから付ける。

A学部

○○学科の食鳥処理衛生課程



# 食鳥処理衛生管理者養成施設自己点検表

養成施設名:

法…食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律  
 施行令…食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行令  
 施行規則…食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則

本表は養成施設等の適正な管理・運営に資するため作成したものであり、定期的に更新を行いますが、諸般の事情により更新が遅れる場合もありますので、各養成施設等においては直近の法令や通知等によりご確認のうえ、ご活用ください。

	判定	確認書類												
<p><b>1 機械器具等に関する事項</b>                      (1) 食品衛生法別表の第2の欄に掲げる機械器具を備えているか。(施行規則第8条第4号)</p> <p style="text-align: center;"><b>食品衛生法別表の第2欄</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>遠心分離機</td></tr> <tr><td>純水製造装置</td></tr> <tr><td>超低温槽</td></tr> <tr><td>ホモジナイザー</td></tr> <tr><td>ガスクロマトグラフ</td></tr> <tr><td>ガスクロマトグラフ質量分析計 (食品に残留する農薬取締法第1条の2第1項に規定する農薬の検査を行う者に限る)</td></tr> <tr><td>原子吸光分光光度計</td></tr> <tr><td>高速液体クロマトグラフ</td></tr> <tr><td>乾熱滅菌器</td></tr> <tr><td>光学顕微鏡</td></tr> <tr><td>高压滅菌器</td></tr> <tr><td>ふ卵器</td></tr> </table>	遠心分離機	純水製造装置	超低温槽	ホモジナイザー	ガスクロマトグラフ	ガスクロマトグラフ質量分析計 (食品に残留する農薬取締法第1条の2第1項に規定する農薬の検査を行う者に限る)	原子吸光分光光度計	高速液体クロマトグラフ	乾熱滅菌器	光学顕微鏡	高压滅菌器	ふ卵器	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否	備品類目録
遠心分離機														
純水製造装置														
超低温槽														
ホモジナイザー														
ガスクロマトグラフ														
ガスクロマトグラフ質量分析計 (食品に残留する農薬取締法第1条の2第1項に規定する農薬の検査を行う者に限る)														
原子吸光分光光度計														
高速液体クロマトグラフ														
乾熱滅菌器														
光学顕微鏡														
高压滅菌器														
ふ卵器														
<p><b>2 教育に関する事項</b>                      (1) 規則別表第4に定める学科ごとに1科目以上履修させ、その単位数の合計は22単位以上であるか。                      (施行規則第8条第2号)                      (施行規則と異なる科目名称で開講している場合、対応する科目名が明確になっているか。)</p> <p style="text-align: center;"><b>規則別表第4</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">学科</th> <th>科目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>化学</td> <td>分析化学、有機化学、無機化学</td> </tr> <tr> <td>生物化学</td> <td>生物化学、食品化学、生理学、食品分析学、毒性学</td> </tr> <tr> <td>微生物学</td> <td>微生物学、食品微生物学、食品保存学、食品製造学</td> </tr> <tr> <td>公衆衛生学</td> <td>公衆衛生学、食品衛生学、環境衛生学、衛生行政学、疫学</td> </tr> </tbody> </table>	学科	科目	化学	分析化学、有機化学、無機化学	生物化学	生物化学、食品化学、生理学、食品分析学、毒性学	微生物学	微生物学、食品微生物学、食品保存学、食品製造学	公衆衛生学	公衆衛生学、食品衛生学、環境衛生学、衛生行政学、疫学	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否	学則 教育課程表 シラバス		
学科	科目													
化学	分析化学、有機化学、無機化学													
生物化学	生物化学、食品化学、生理学、食品分析学、毒性学													
微生物学	微生物学、食品微生物学、食品保存学、食品製造学													
公衆衛生学	公衆衛生学、食品衛生学、環境衛生学、衛生行政学、疫学													
<p>(2) 上記に掲げる科目及び規則別表第5に掲げる科目を履修させ、その単位数が合計40単位以上であるか。                      (施行規則第8条第3号)                      (施行規則と異なる科目名称で開講している場合、対応する科目名が明確になっているか。)</p> <p style="text-align: center;"><b>規則別表第5</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>水産化学、畜産化学、放射線化学、乳化学、食肉化学、高分子化学、生物有機化学、環境汚染物質分析学、酵素化学、食品理化学、水産生理学、家畜生理学、植物生理学、環境生物学、応用微生物学、酪農微生物学、病理学、医学概論、解剖学、医化学、産業医学、血液学、血清学、遺伝学、寄生虫学、獣医学、栄養化学、衛生統計学、栄養学、環境保健学、衛生管理学、水産製造学、畜産品製造学、農産物製造学、醸造調味食品製造学、乳製品製造学、蒸留酒製造学、缶詰工学、食品工学、食品保存学、冷凍冷蔵学、品質管理学、その他これらに類する食品衛生に関する科目</td> </tr> </table>	水産化学、畜産化学、放射線化学、乳化学、食肉化学、高分子化学、生物有機化学、環境汚染物質分析学、酵素化学、食品理化学、水産生理学、家畜生理学、植物生理学、環境生物学、応用微生物学、酪農微生物学、病理学、医学概論、解剖学、医化学、産業医学、血液学、血清学、遺伝学、寄生虫学、獣医学、栄養化学、衛生統計学、栄養学、環境保健学、衛生管理学、水産製造学、畜産品製造学、農産物製造学、醸造調味食品製造学、乳製品製造学、蒸留酒製造学、缶詰工学、食品工学、食品保存学、冷凍冷蔵学、品質管理学、その他これらに類する食品衛生に関する科目	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否												
水産化学、畜産化学、放射線化学、乳化学、食肉化学、高分子化学、生物有機化学、環境汚染物質分析学、酵素化学、食品理化学、水産生理学、家畜生理学、植物生理学、環境生物学、応用微生物学、酪農微生物学、病理学、医学概論、解剖学、医化学、産業医学、血液学、血清学、遺伝学、寄生虫学、獣医学、栄養化学、衛生統計学、栄養学、環境保健学、衛生管理学、水産製造学、畜産品製造学、農産物製造学、醸造調味食品製造学、乳製品製造学、蒸留酒製造学、缶詰工学、食品工学、食品保存学、冷凍冷蔵学、品質管理学、その他これらに類する食品衛生に関する科目														
<p>(3) 食品衛生法別表の第2の欄に掲げる機械器具を用いて授業を行っているか。(施行規則第8条第4号)</p>	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否													

食鳥処理衛生管理者養成施設自己点検表

	点検項目	判定	確認書類
3	<p>届出に関する事項</p> <p>(1) 届出書の提出が必要とされる事項の変更について、必要な手続きを経ずに学則等を変更し、運用していないか。 (施行令第3条、施行規則第11条)</p> <p>変更にあたり、変更後1月以内に届出が必要な事項。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○養成施設の名称及び所在地</li> <li>○養成施設の設置者の名称、所在地及び設立年月日</li> <li>○養成施設の長の氏名及び住所</li> <li>○各年次における科目の履修に関する計画、単位数及び必修科目又は選択科目の別</li> <li>○入学定員</li> <li>○入学資格及び時期</li> <li>○修業年限</li> <li>○教授用及び実習用の機械器具及び図書目録 (機械器具については、食品衛生法別表の第2欄に掲げる機械類に係るものに限る)</li> <li>○校地及び校舎の図面及び配置図</li> <li>○学則</li> </ul>	<input type="checkbox"/> 適 <input checked="" type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>	過去の届出書類
4	<p>その他</p> <p>(1) 養成施設として業務の自己点検を行い、改善に努めているか。</p>	<input type="checkbox"/> 適 <input checked="" type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>	
	点検結果に係るコメント(否となった項目についての原因と改善点等を記載)		

※記載要領

- ①判定は確認書類との突合により実施し、法令に基づき適切に実施されている場合は「適」、そうでない場合は「否」とする。
- ②確認事項の判定は設置者自らが行うこととするが、補助者を置くことは差し支えない。  
なお、補助者を置く場合は、設置者が判定内容を把握しその実施に責任を負うものとする。

実施日：平成 年 月 日

設置者氏名：

記載者氏名：

# 審査表

## 1 基本情報

養成施設名称		設置者名称	
施設所在地		設置者所在地	
養成施設の長の氏名		設置者の設立年月日	
養成施設の長の住所		養成施設設立 予定年月日	
修業年限		入学定員	
申請内容			

## 2 組織について ※任意の聴取事項

同学校法人における他の養成施設	(参考) 財務状況		
	固定資産等		固定負債
	流動資産		流動負債
	資産合計①		負債合計②
	総負債比率 (②/①) 30%以下は健全、50%以上は危険信号		
その他特記事項			
養成施設設置理由			
学生確保の見通し (設置者の説明)			

### 3 審査結果について

養成施設の登録の基準（食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則第8条）		申請内容	審査結果（案）															
1 教育施設 規則第8条第1号	学校教育法に基づく大学又は同法第104条第4項第2号の規定により大学若しくは大学院に相当する教育を行うと認められた課程を置く教育施設であること。																	
2 教科科目 A群～D群 規則第8条第2号	別表第4の上欄の学科ごとに同表の下欄に掲げる科目を1科目以上履修させ、その単位数の合計が22単位以上であること。	<table> <tr> <td>A群（化学関係）</td> <td>科目</td> <td>単位</td> </tr> <tr> <td>B群（生物化学関係）</td> <td>科目</td> <td>単位</td> </tr> <tr> <td>C群（微生物学関係）</td> <td>科目</td> <td>単位</td> </tr> <tr> <td>D群（公衆衛生学関係）</td> <td>科目</td> <td>単位</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><u>(A～D群) 合計</u></td> <td><u>単位以上</u></td> </tr> </table>	A群（化学関係）	科目	単位	B群（生物化学関係）	科目	単位	C群（微生物学関係）	科目	単位	D群（公衆衛生学関係）	科目	単位	<u>(A～D群) 合計</u>		<u>単位以上</u>	
A群（化学関係）	科目	単位																
B群（生物化学関係）	科目	単位																
C群（微生物学関係）	科目	単位																
D群（公衆衛生学関係）	科目	単位																
<u>(A～D群) 合計</u>		<u>単位以上</u>																
3 教科科目 A群～E群 規則第8条第3号	規則第8条第2号に掲げる科目及び別表第5に掲げる科目を履修させ、その単位数の合計が40単位以上であること。	<table> <tr> <td>E群（その他関連科目）</td> <td>科目</td> <td>単位</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><u>(A～E群) 合計</u></td> <td><u>単位以上</u></td> </tr> </table>	E群（その他関連科目）	科目	単位	<u>(A～E群) 合計</u>		<u>単位以上</u>										
E群（その他関連科目）	科目	単位																
<u>(A～E群) 合計</u>		<u>単位以上</u>																
4 機械器具 規則第8条第4号	原則として食品衛生法別表の第2欄に掲げる機械器具を用いて授業を行うものであること。																	
	<b>機械器具</b>	<b>数量</b>																
	1 遠心分離機	台																
	2 純水製造装置	台																
	3 超低温槽	台																
	4 ホモジナイザー	台																
	5 ガスクロマトグラフ	台																
	6 ガスクロマトグラフ質量分析計 (ただし、食品に残留する農薬取締法第1条の2第1項に規定する農薬の検査を行う場合に限る。)	台																
	7 原子吸光分光光度計	台																
	8 高速液体クロマトグラフ	台																
	9 乾熱滅菌器	台																
	10 光学顕微鏡	台																
	11 高圧滅菌器	台																
	12 ふ卵器	台																

#### 4 その他申請書に必要な記載事項・添付書類

事項	申請内容	添付書類の有無
1 教員の氏名、履歴及び担当科目並びに専任又は兼任の別		
2 入学資格及び時期	入学資格	
	入学時期	
3 校地及び校舎の図面及び配置図		
4 学則		

#### 5 総評

<hr/> <hr/> <hr/>
-------------------

気づき（知見・技術、教訓等）

## 食鳥処理衛生管理者登録講習会の登録に関する要領

### 第 1 登録講習会の登録に係る業務

#### 一 登録申請に関する基本的事項

##### 1 事前相談

講習会の登録を受けようとする者からの事前相談があった場合には適宜応じることとし、以下関係法令等に基づき説明すること。

- ① 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成 2 年法律第 70 号。以下「法」という。）
- ② 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行令（平成 3 年政令第 52 号。以下「令」という。）
- ③ 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則（平成 2 年厚生省令第 40 号。以下「規則」という。）
- ④ 食鳥処理衛生管理者の登録講習会の登録等について（平成 16 年 2 月 27 日付け食安発第 0227007 号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知。以下「通知」という。）

##### 2 申請期日

募集期間を考慮し、時間に余裕をもって申請するよう指導すること。

〔留意事項〕

申請期日については、従前、登録の申請に係る行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 6 条の規定による標準処理期間を 30 日としていたことを踏まえ、適切に定められたい。

##### 3 申請書（令第 8 条、第 9 条、第 11 条第 3 項、規則第 15 条関係）

申請書は、住民票の写し（法人にあっては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書）及び次の事項を記載した書類が添付されていることについて確認した上で受理すること。

- ① 講習会の実施者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- ② 令第 9 条各号のいずれかに該当する事実の有無（欠格条項）
- ③ 法人にあっては、役員の名、住所及び略歴
- ④ 講習会場の名称及び所在地
- ⑤ 実習を行う場所の名称及び所在地
- ⑥ 講習会の実施期間及び日程
- ⑦ 受講予定人員
- ⑧ 講習科目及び時間数
- ⑨ 講師の氏名及び職業、その担当する講習科目並びに当該講習科目ごとの時間数

〔留意事項〕

- (1) 申請書の様式は都道府県において定められたい。
- (2) 講習会の登録を受けようとする者の法人種別等は問わないこと。
- (3) 講義または実習を2回以上にわけて開催するときは、各回ごとに区別して記入させること。
- (4) 登録前の講習会の開催案内及び受講者の募集は行わせないこと。
- (5) 平成26年度までは登録申請に当たり登録免許税（1件9万円）を納める必要があったが、平成27年度以降は不要となっている。
- (6) 講習会の登録を受けようとする者から、申請書に上記①～⑨の他、受講料について記載された講習会実施計画書を添えて提出された場合、令第11条第3項の規定による届出を行ったものとみなすことができるので、その内容に変更のない限り、登録を受けた後にあらためて計画書を届け出る必要はないこと。

## 二 登録に係る審査事項

### 1 登録の基準（規則第14条関係）

- (1) 下記表の左欄に掲げる科目を教授し、その時間数が右欄に掲げる時間数以上であること。

科目	時間数
公衆衛生学概論	4時間
食鳥検査関係法令	4時間
家きん解剖・生理学	2時間
家きん疾病学	6時間
食鳥肉衛生学	6時間
関連法令	2時間

- (2) 講師は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学において上記に掲げる科目に相当する学科を担当している者、国若しくは都道府県、保健所を設置する市若しくは特別区において食品衛生行政若しくは食品衛生に関する試験業務に従事している者又はこれらの者と同等の知識及び経験を有すると認められる者であること。
- (3) 学校教育法に基づく中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者又は第6条各号に掲げる者で、食鳥処理の業務に3年以上従事した者であることを受講資格とするものであること。
- (4) 受講者に対し、講習会の終了に当たり試験その他の方法により課程修了の認定を適正に行うものであること。

#### 〔留意事項〕（通知関係）

講習会の課程は、上記のとおりであるが、これは食鳥処理衛生管理者に必要な最低の基準を示したものであるから、でき得る限り、これ以上の科

目及び時間数を増加して実施することが望ましいこと。

講習会の受講修了者(全講習時間の 90 パーセント以上の時間を出席し、かつ、各科目についてその講習時間の 50 パーセント以上を出席した者に限る。)に対しては、通知で示された様式を参考に、修了書を交付するよう指導されたいこと。

### 三 登録に係る審査等に関する事項

#### 1 審査等

別紙を参考として審査表を作成し、審査終了後、決裁を行う。

#### 2 登録台帳への記帳（規則第 16 条関係）

以下の事項を登録台帳に記帳し、申請者に登録通知書を交付する。

- ① 登録年月日及び登録番号
- ② 登録講習会の実施者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名）
- ③ 登録講習会の実施期間

#### 3 登録の公示（令第 21 条関係）

以下の事項について遅滞なく公示する。

- ① 実施者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）
- ② 実施期間

#### 4 厚生労働省への情報提供

登録通知書の写し、登録台帳の写し及び厚生労働省ホームページ掲載事項（実施者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）、実施期間、受講者数、受講料並びに問い合わせ先）を厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課乳肉安全係宛て情報提供すること。

#### 5 終了報告の受理等

講習会終了後 1 月以内に実施状況報告書を提出させること。

報告書の写しを厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課乳肉安全係宛てに送付すること。



## 第2 登録講習会の内容変更に係る届出受理業務

### 一 登録講習会の変更の届出

#### 1 届出に関する基本事項（令第12条、規則第18条関係）

登録講習会の登録内容の変更をしようとする実施者からの事前相談があった場合には、適宜応じることとし、次の事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の2週間前までに届け出なければならないことを説明すること。

- ① 登録講習会の実施者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- ② 登録講習会の実施期間

#### 2 登録台帳の更新

登録台帳を更新する。なお、名称の変更の場合には過去の変更履歴を残すこと。

#### 3 変更の公示（令第21条関係）

登録講習会の実施者の氏名、住所又は実施期間について変更があった場合には、以下の事項を遅滞なく公示する。

- ① 変更後の事項
- ② 変更前の事項
- ③ 変更の日

#### 4 厚生労働省へ情報提供

届出の写し及び厚生労働省ホームページ掲載事項（実施者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）、実施期間、受講者数、受講料並びに問い合わせ先）に係る変更内容を厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課乳肉安全係宛てに情報提供すること。

### 二 登録講習会に係る業務の休廃止の届出

#### 1 届出に関する基本事項（令第13条、規則第19条関係）

登録講習会の休廃止をしようとする登録講習会の実施者からの事前相談があった場合には、適宜応じることとし、登録講習会の休廃止をしようとするときは、あらかじめ、次の事項を届け出なければならないことを説明すること。

- ① 休止又は廃止の理由及びその予定期日
- ② 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

#### 2 登録台帳への記帳

審査終了後、決裁を行うこと。決裁後、登録台帳に休廃止年月日を記載する。なお、過去の登録情報は削除しないこと。

3 休廃止の公示（令第 21 条関係）

以下の事項を遅滞なく公示する。

- ① 実施者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所  
の所在地）
- ② 休廃止年月日、休止しようとする場合にあつては、休止の予定期間

4 厚生労働省への情報提供

届出の写しを厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課乳肉安全係宛  
てに情報提供すること。

### 第3 登録講習会実施者への指導・監督業務

#### 一 適合命令（令第15条関係）

都道府県知事は、登録講習会の実施者が登録基準に適合しなくなり、登録講習会を実施するものでなくなったと認めるときは、その登録講習会の実施者に対し、必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

#### 二 改善命令（令第11条、第16条、規則第17条関係）

都道府県知事は、登録講習会の実施者が、以下の講習会の実施義務の規定に違反していると認めるときは、その登録講習会の実施者に対し、登録講習会を実施すべきこと又は登録講習会の実施方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

- ① 実施者は、正当な理由がある場合を除き、登録講習会の実施に関する計画を作成し、これに従って登録講習会を実施しなければならない。
- ② 実施者は、公正に、かつ、以下の基準に適合する方法により登録講習会を実施しなければならない。
  - ア 受講者の履歴書、勤務した事業所との関係を証する書類その他の書類により、受講者が受講資格者であることを確認すること。
  - イ 講習会の課程を修了した者に対し、講習会修了証を交付すること。
  - ウ 第1の2の1に掲げた基準により登録講習会を行うこと。
- ③ 実施者は、登録講習会の実施前に、①の計画を厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

#### 三 報告の徴収（令第19条関係）

都道府県知事は、必要な限度において、登録講習会の実施者に対し、その登録講習会に係る業務又は経理の状況に関し報告をさせることができる。

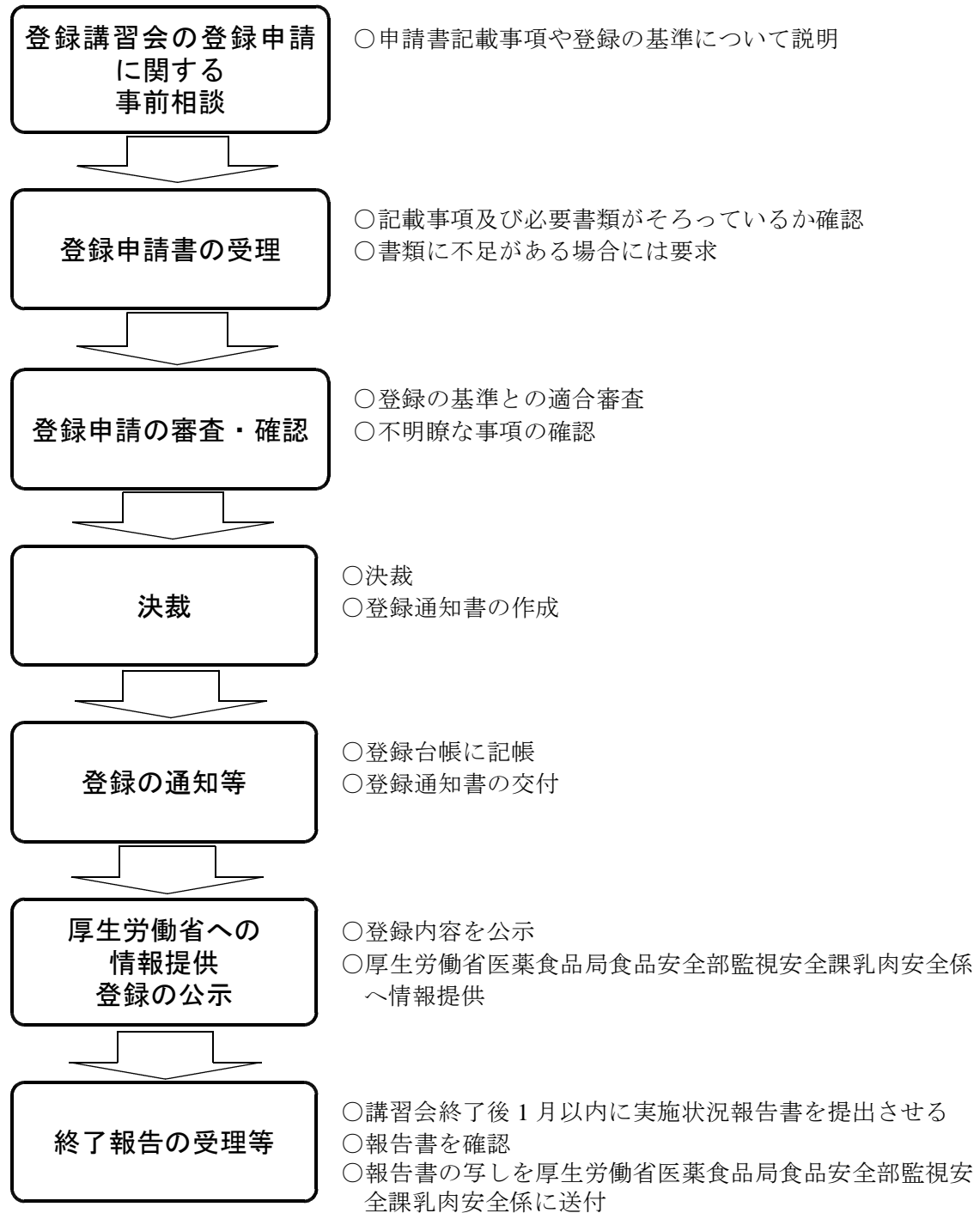
#### 四 立入検査（令第20条関係）

- ① 都道府県知事は、法及びこの政令の施行に必要な限度において、その職員に、登録講習会の実施者の業務を行う場所に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
- ② 立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- ③ 立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

#### 五 登録の取消し等（令第17条関係）

適合命令や改善命令に従わないとき等、令第17条に規定する違反等があった際には、十分に検討したうえで、必要に応じて登録の取消し又は登録講習会に係る業務の停止を命ずる。登録の取消し又は登録講習会に係る業務の停止を命じた際には、その旨を公示する。

# 食鳥処理衛生管理者登録講習会 登録業務の手順



## 食鳥処理衛生管理者登録講習会審査表例

## 【概要】

申請番号及び年月日	平成 年 月 日 号
実施者名及び住所 (法人にあつてはその の名称、主たる事 務所の所在地及び 代表者の氏名)	
講習会場	名称  所在地
実習を行う場所	名称  所在地
実施期間	平成 年 月 日 ( ) ~平成 年 月 日 ( )
受講予定人員	
受講料	

## 【欠格条項】

審査結果 ( 適 ・ 不適 )

実施者名 (法人にあつては法人名)	施行令第9条

## 【課目に関する事項】

審査結果 ( 適 ・ 不適 )

施行規則第14条第1号の規定		申請内容	審査結果
科目名	時間数	時間数	適・不適
公衆衛生学概論	4時間		
食鳥検査関係法令	4時間		
家きん解剖・生理学	2時間		

	家きん疾病学	6時間		
	食鳥肉衛生学	6時間		
	関係法令	2時間		

日程の記載 ( 適 ・ 不適 )

**【講師に関すること】**

審査結果 ( 適 ・ 不適 )

担当課目	時間	氏名	現職・資格等	該当資格		
				※1	※2	※3

※1 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学において規則に掲げられている科目に相当する学科を担当している者

※2 食品衛生行政若しくは食品衛生に関する試験業務に従事している者

※3 上記2項目に該当するものと同等の知識及び経験を有すると認められるもの

**【受講資格・手続きに関すること】**

審査結果 ( 適 ・ 不適 )

施行規則の規定	申請内容
(規則第14条第3号) 学校教育法に基づく中学校等及び施行規則第6条各号に掲げる者で、食鳥処理の業務に3年以上従事した者であることを受講資格とするものであること。	
(規則第17条第1項第1号)	(受講者申込書類)

受講者の履歴書、勤務した事業所との関係を証する書類その他の書類により、受講者が受講資格者であることを確認すること。	
---	--

**【課程修了の認定方法・手続きに関すること】**

審査結果（ 適 ・ 不適 ）

施行規則の規定	申請内容
(規則第14条第4号) 受講者に対し、講習会の終了に当たり試験その他の方法により課程修了の認定を適切に行うものであること。	
(規則第17条第2号) 講習会の課程を修了した者に対し、講習会修了証を交付すること。	